

は大部分不明瞭であつたり、鼻音となつたりする、最後の子音は時々發音しない、強いrの音がなから、之に反して大陸的氣候に住むスウェーデン人の語は、發音が明瞭で詳密で、rの音もあれば、アラビヤ語から出たrの音や、喉音のjがある。我が國でも東北の音と鹿兒島の音とを較べると確かに氣候の影響がある様である。

註1. Ratzel; Politische Geographie, Berlin, 1925, p. 386. 註
2. Przhevalsky; Reise durch Kuku-Noor und das Nördliche

Tibet bis zum Oberlauf des Jangsekang. Petermanns Mittheilungen 1874. 註3. Sample; Influence of Geographic Environment New York, 1911, p. 216. 註4. Sample; ibid, p. 217. 註5. 丁若鏞 大寧疆域考 註6. Sample; ibid, p. 219. 註7. 高柳松一郎 支那疆域制度論 京都 大正九年 註8. Wiegner; Lehrbuch der Geographie, Leipzig, 1908, p. 745. 註9. Ratzel; ibid, p. 425. 註10. Do.; Do. p. 408. 註11. Gil Füllan; European Political Boundaries, Political Science Quarterly, Sept. 1924, p. 462. 註12. Ratzel; ibid; p. 415. Sample; ibid, p. 595-600. 註13. Gil Füllan; ibid, p. 433. 註14. Ratzel; ibid, pp. 412-15. 註15. Gil Füllan; ibid, pp. 464-66.

明治初年の地方官會議 (下)

文學士 藤井甚太郎

九 第三回地方官會議

第三回地方官會議は、明治十三年二月五日より

同二十八日に互つて、東京寶田町二番地華族部長局なる議事堂に於て開催せられた。而して此が最後の會議であつて、十四年以後は又他の形式で催

されたのである。議長には元老院副議長河野敏鎌が去年十二月二十三日任命せられた。此の任命を近事評論の記者が評して、

第三回會議には誰歟其議長に任すべきは、是れ吾人の共に其何等の人物の擧げらるべきやを刮目して窺ふ所なりき。蓋し地方官會議規則に據れば、議長たる者は議員の席に下りて自ら議事に従ふ能はざれば、敢て其賢良英敏の人を要せざるが如し。雖も、而も議場整理の序なり、議事修正案の處分なり、議事發言決議の法なり、小會議委員、内閣委員、議院取締附則等十款四十九條の議則を臆下に藏め、下問の議案廿四號其利害得失の係る所、並に三大新法の全條の意見議論を存し、博識賢良愛國愛民の精神を有して、臨機應變能く會議を總括整理し得るの才略ある人に非るよりは、以て其任に當らしむるに足らず。聞かが如くなれば、河野敏鎌君の宕落英邁、今日の大勢に通曉し事を處するや鄭重に失せず、果斷に誤らず、國家を愛する猶は一身を愛するが如く、夙に元老院中にて鏗鏘の聲へあり。

君會て曰く人鶴髮を生ずるに至らざれば、漫に參議の地位に立て國家の大事を擔任すべからず。以て君が沈愼事を輕卒に處するの人に非るを知るべきなり。君本年の元老院會議に於て、現行讒謗律を排撃して曰く、事實の有無を問はず其罪を論ずるさあるは、廟堂に立ち人民を保護する官吏の職に取りては甚だ不法の律なり、宜しく修正せざるべからず。又以て君が英邁事を斷するに勇なるを見るべきなり。今や此英邁沈愼敏鎌其名に辜かざる河野君が撰に當りて、乃ち第三回地方官會議議長の職に任ぜらる、吾人私に議長其人を得たるを慶賀せずんばあらざるなり。

近事評
論附録

と云つて居る。而して地方官會議御用掛として、太政官權大書記官牟田口元學、太政官權大書記官股野琢、元老院權大書記官戸田秋成、太政官少書記官小野梓、元老院少書記官島田三郎の諸氏が任命せられた。既に議員に於ても明治八年第一回地方官會議の當時とは多少の相違を免れない。島惟精、富岡敬明、吉田豐文、松平正直、熊野九郎、

藤川爲親、原保太郎、三島通庸、藤村紫朗、河野通、楨村正直、永山盛輝、境二郎、岩村高俊、大迫貞清、山田秀典、森醇、松田道之、西村亮吉、山吉盛典、渡邊千秋、下田尙、揖取素彦、野村靖北垣國道、平山靖彦、關口隆吉、檜崎實直、安場保和、石田英吉、野村維章、籠手田安定、岩佐爲春、高橋新吉、斯波有造、宍戸昌の諸氏が議員であつて、内閣委員としては、今村和郎、西村捨三兩氏列席して原案辨明に當つた。

是より先き明治十三年一月廿一日、曩きに明治十一年三月十五日達せられた議事規則を改定して新に議事規則を定めたが、其中五六の興味ある條項を紹介すると、

第七條 議事は傍聽を許す。但時宜により之を制限し或は之を禁止す。

第八條 議案は内閣より之を發す

第二十二條 議員に於て無用の論説を爲すものありし

認むるべきは無用と呼ばひ、議長の許可を得て其理由を一回説明することを得、若し無用と呼ばれたるもの無用にあらずしむるべきは、議長の許可を得て其理由を一回説明することを得、然る後議長之を決し、或は會議の決を取るべし、但無用と呼ばれたる者は其發言を中止すべし。

第三十四條 小會議は傍聽を許さず。

第四十四條 議事中は議員慢に議席を退く事を許さず

第四十五條 遲參の議員は議長の許可を得て議席に着くべし。

など、今日の議會にては見るここの出來ない議事規則が定められた。

さて第三回地方官會議に於て議案として提出せられたものは、凡て二十五案であるが、第一號は島嶼殊特制度施行案、第二號議案は郡區町村區域名稱變更法案、第三號より第十一號に至る議案は府縣會規則改正案明治十一年七月二十二日布告第十八號原案、第十二號より第拾六號に至る議案は地方稅規則改正案明治十一年七月廿二日

布告第十、第九號原案、第拾七號議案は郡區吏員俸給合案、第十八號より第二十三號に至る議案は地方税中營業稅

雜種稅の種類及制限令明治十一年十二月二十日達第三十九號原案の改正案

第廿四號議案は區町村會令布告案、其外に最後に備荒儲蓄法案があつた。以上の議案に就いて詳細

に其内容を審査し、立法機關の變遷上より取扱ふと、府縣會議員の選舉并に被選舉案の改正、と區

町村會法案の二條が最も重大なる議案である。

開院閉院兩式共に陛下臨御あらせられ、皇族大

臣參議等供奉したが、今更めて詳に述べない○法令全誌

書地方官會議全誌

十 府縣會議員選舉法改定

明治十一年七月發布の府縣會規則第二章「選舉」の章は府縣會規則第十條より第二十四條に至る拾五箇條より成つて居るが、今回改正の議に上つて居るのは第十三條、第十四條、第十七條及第二十

四條の四箇條である。

その第十三條は議員資格の制定であつて、此の條項の末尾に議員たることを得ざるものとして四箇款に互る但書がある。今回の第八號議案は更に一箇款を追加せんとするの案であつた。

明治十一年第十八號布告第十三條第款增加並第十四條但書改正案。

第五款 府縣會に於て退職者せせられたる後四年を経ざる者。

但前條の第一款第二款第三款第五款に觸るゝ者は選舉人たることを得ず。

とある。

是より先十二年第十三號布告を以て第十三條第二款は懲役一年以上及國事犯禁獄一年以上實決の刑に處せられたる者とある十一年十八號の達に、下記の但文「(但満期後七年を経たる者は此限に在らず)」を附けられて改定せられて居たが此回會議

の結果として、第五款に「府縣會に於て退職者とせられたる後四年を経ざる者」との一款が追加せられた。此の條文中「府縣會に於て退職者とせられたる者」と云ふのは「府縣會は議員の内招集に應せず又は事故を告げずして參會せざるものを審査し其退職者たるを決するを得」(第九條追加)とあるものを指したものである。此但書は第十四條にも適用せらるゝのである。此議案評論の際に表はれたる言葉より推すと、當時一般、府縣會議員たるを好まなかつた風がある。二月十四日の會議に於て、野村維章の如きは此の風を指摘し更に進んで無制限被選舉を主張した。曰く、

抑今日の狀態議員の職を辭する者各地甚だ多し。其理由は之を詳にするに能はざれども、察するに大抵皆營業上の事等にて解職を求むるならん。而して拾圓以上納租の者は各地方にも其人に乏しきを信ず。然るに今此一項を加ふるときは、益ます議員たる者なきに至らん。

右の如き次第なるに付、被選人の區域を廣くせんことを望むなり。己に選舉人の分限を定めて五圓以上の納租をす、其五圓以上も租を納むる者が推選するところなれば、則ち別に被選人の分限を定めずとも宜しきなり。若仍ほ之を拾圓以上納租する者せば、此第五款を増加するは甚だ不都合なり。論者或は言ん、地租拾圓以上を定めざるときは疊一疊の身代の者も入り來て莫大の費用を徴收するに至らん。一昨年も既にカバン一個の説あり。本年も亦此論者あらん。察すれども、府縣會の性質は最早全國人民が充分に之を了知せり。故に無暗なる人物を選舉する様の事は決して無し、故に被選舉權を廣めて地租を納むるに否に拘らず、選舉人自己の信任する者を自由に選むの便を與へんことを希望す。

と云つて居る。熊野九郎の意見にも、

第五款の通なるときは、被選舉權を剝く年數も長きに付、終に其人員を減すべし。則第十三條を地方税何圓を納むるものに修正致し度し是迄の通にては、議員の

數農に多くして面に少なきを以て、兎角課税の平均を失するに至る。

と云つて居る。略當時の議論を察することが出来るのである。が、壘一壘の身代論を持ち出した議論は今日猶衆議院議員に對して一部の憂ふる所である。而して此等が富豪に高率の課税を爲すべしと云ひ、又農民出身者、商業出身者の各他に對して課税するの平均を失するなるべしと云へるなど國事尙依然たりと申して宜しい。

次に改正せられた第十七條の規定は、明治十一年度布告には「投票は豫め郡區長より付與したる用紙に選舉人自己及び被選人の住所姓名等年齢を記し、豫定の日之を郡區長に出すべし」云々とあるのに、議案には「投票は豫め郡區長より付與したる用紙に選舉人自己の住所姓名年齢及び被選人の姓名を記し云々」とある。會議の結果は明治十一年布告第十八號の法文に年齢記入の條項を削除

した丈のことに定められた。此れが明治十三年四月第十五號を以て布告せられた。此評論の内野村維章の説を紹介して置く、

原案に被選人の姓名とあり、姓名のみにては或は同名の者もありて分り難き事あらん。去つて年齢までも記するは亦不都合なり。選舉は他郡の者にもかゝるこゝなれば、年齢が分らぬ爲めに不得已投票せざるものもあらん。又同姓名の者は實際ある事なり。故に住所の二字を加へて何村の何某と云ふこゝにしたし、一村内にて同姓同名の者は今日では種々の不都合もあれば必ず改名せしに相違なし。

次に改正せられた明治十一年第十八號布告の第二十四條は「議員中第十三條に掲ぐる諸款の場合に遭遇する者あるか、其府縣外に轉住するか、又は死去したるときは更に其缺に代る者を選擧す。其疾病等止むを得ざる事故なくして開會の招集に應せざる者は、退職者とし亦其缺に代る者を選擧

す」とあるのを、「議員中第十三條に掲ぐる諸款の場合に遭遇するか、其府縣外に轉任するか、其他總て缺員あるときは更に之に代る者を選擧す」と改正した、此は單に字句の修正に過ぎない。

以上の改正を見ると、別に府縣會選舉被選舉資格に對して大した變りは無いやうであるが、此の十一年布告第十八號府縣會規則に關しては極めて利害關係薄しと見へたるものに對しても頗る眞面目に評論を盡したることは、當時如何に民權問題が世の大勢を動したかを察するに足るのである今一二の文句を抄出すると、「府縣會權限の範圍縮少し大に分權の主義に反す」熊野「折角十一年に付與せられたる權限を再び減縮せらる」平山靖彦の言の文句送迎に違あらざる有様である。

十一 區町村會布告案

次に大問題としては區町村會布告案である、此

議案は既に明治八年地方官會議に於て「戸長を以て區會を興す法案」として議長木戸孝允より太政大臣三條實美に呈出せられた問題の引續きであつて、明治十一年の地方官會議に於ても郡區町村編制法に附隨して一度評議に上つて居る。其時の議論には戸長の任免の權政府に在らずしては不都合なきや否や、町村會の決議に對し政府干涉の道を開き置かずして後日の爲め可なりや否やのなど議論せられて居る。別して神奈川縣の野村靖の如きは英國、佛國の邑法を引證して町村自治の尙早きを論じて居らるゝ。其言中に「斯く申せばとて後來まで人民に自由を與へざるに非ず、町村會を起して戸長を監督せしめ郡區會を起して郡長を監督せしめ、府縣會を起して府知事縣令を監督せしむるに至ては、是れ地方の行政權を擧て人民に附與するものなれば、行政立法の別も立ち即ち民權の擴張するものなり」とある、此に對して政府委員

たる松田道之は佛國の邑長と我が町村戸長とは相違する旨を述べ、我國の町村が既に維新前より自治の慣習を有するを以て決して尙早に非らずと論じて居る。かくて明治十一年七月に郡區町村編制法の發布を見たのである。即ち、

第一條 地方を畫して府縣の下郡區町村とす。

第二條 郡町村の區域名稱は總て舊に依る。

以下第九條に至るまでが夫であるが、是は單に行政區の制定に過ぎなかつた。然るに第三回地方官會議に於て初めて此區町村の會議なるものを法律的に認定するや否やの問題が起つた。此が所謂區町村會布告案である。其中大眼目は第一條たる、

區町村會は寄合相談の如き從來の慣行に従ふとも、又は新たに其規則を設くるとも其區町村の便宜に任ず、其規則を設くるものは府知事縣令之を裁定す。

の一條にあつた、特に從來の如き所謂「寄合相談」認否が問題の中心で在つた。今二三の説を紹介す

と。大迫貞清曰、

今又寄合相談なその事を掲ぐる時は一般の制度退歩するが如し。

岩村高俊曰、

此法たる封建時代に於ては可なりと雖も、今日に在ては如此不規則の事にては其用を爲さざるに近し。

此等は規則を定むべしとの論であるが、又反對の論も少なくなかつた。

渡邊千秋曰、

人民の狀態如何を察せず、體面を美にせんが爲めに規則を爲りて之に従はしめんとするは、猶ほイロハも知らぬ者に顏真卿の法帖を習はしむるが如く、竹槍席旗の起るも亦此類の事によると思はる。

松田道之曰、

町村の實況人民に整々の規前を行はんと欲するも、決して行はるべからず。行はれざるの規則を設くるは是は徒法なり。人民をして緻密の規則を施行せしめ嚴正の法度に合せしめんとするは、恰も沐猴に衣冠を著けて

舞踏を爲さしむるが如し。

などそれである。要するに當時の民度整々の規則を設くるを可とするや、尙舊制度を踏襲するの勝れるとするやの論であつて、區町村會可開の論と尙早論との争である。此を當時の國會開設論と國會開設尙早論とに比較すると頗る興味多く、日本近世文明史上の一偉觀であつた。かくて會議の末、遂に明治十三年四月八日第十八號布告を以て、

第二條 區町村會の規則は其區町村の便宜に従ひ之を取設け府知事縣令の裁定を受くべし。

と云ふに定められて、細則を一般的には定めなかつた。地方官會議筆記、法令全書。

十二 結 言

余は本誌の貴重な誌面を汚して、以上明治初年の地方官會議の一斑を説いた。此會議は前後約七年に亙つた三回の會議であつて、其七年間は日本最近世史上、社會相に於て又思想上に於て極めて

重大なる時代である。随つて衆智識を集めたる此の會議に於ては、議會そのものと其背景とに於て、説き立つべき事項猶ほ尠なからざるものがあるが此等を一々説く事は多數の紙面を要するのであるため、餘は單に、日本民權史上より地方官會議を見、重要な意義ある事項に限定して述べた。此の爲め地方官會議の全體としては全篇頗る不完全なるものとなつて居ることを自身に於ても充分認めて居るのである。

たゞ余は現今の問題たる普選論に直面して、王政復古より普通選舉に至る五十餘年間の或る一時期と、或る一機關とに表れた政體變革の跡を一瞥したのである。これに據つて今日の普選問題が一朝一夕に馴致せられたものでないことについて讀者の諒解を得たことと思ふ。憲政史上に残した地方官會議の意義は、其の府縣會規則、町村會規則に、永久不滅のものとなつて居る。かくて此會議は自治制の促進には非常な功績があつたのである。